



スカパーJSAT

SAD-b2-23-001

Starlink Businessサービス 契約約款細則

第1版
(令和5年12月)

スカパーJSAT株式会社

Starlink Businessサービス契約約款細則 目次

細 則 -----	1
1 利用契約に基づく権利の譲渡の禁止	1
2 利用契約者の地位の承継	1
3 利用契約者の氏名等の変更	1
4 電気の提供	1
5 自営端末設備の接続	1
6 自営端末設備に異常がある場合等の検査	2
7 自営電気通信設備の接続	2
8 自営電気通信設備に異常がある場合等の検査	2
9 資料の提出	2
附 則 -----	3

細 則

1 利用契約に基づく権利の譲渡の禁止

Starlink Businessサービス利用権(利用契約者が利用契約に基づいてStarlink Businessサービスの提供を受ける権利をいいます。以下同じとします。)は譲渡することができません。

2 利用契約者の地位の承継

- (1) 法人の合併若しくは分割により利用契約者の地位の承継があったときは、合併後存続する法人、合併若しくは分割により設立された法人若しくは分割により営業を承継する法人は、これを証明する書類を添えて、すみやかに当社に届け出ていただきます。
- (2) 前号の場合において、地位を承継したものが2人以上あるときは、そのうちの1人を当社に対する代表者と定め、これを届け出ていただきます。これを変更したときも同様とします。
- (3) 当社は、前号の規定による代表者の届出があるまでの間、その地位を承継したもののうちの1人を代表者として取り扱います。

3 利用契約者の氏名等の変更

利用契約者は、その氏名もしくは名称又は住所もしくは居所に変更があったときは、これを証明する書類を添えて、すみやかに当社に届け出ていただきます。

4 電気の提供

Starlinkキットを設置するために必要な電気は、利用契約者に提供していただきます。

5 自営端末設備の接続

- (1) 利用契約者は、Starlinkキットに自営端末設備を接続する場合、又はStarlinkキットに接続されている電気通信設備を介してStarlinkキットに自営端末設備を接続する場合は、その接続の請求をしていただきます。この場合において、端末機器の技術基準適合認定等に関する規則(平成16年総務省令第15号。以下「技術基準適合認定規則」といいます。)様式第7号の表示が付されている端末機器(技術基準適合認定規則第3条で定める種類の端末設備の機器をいいます。)、技術基準等に適合することについて事業法第86条第1項に規定する登録認定機関又は事業法第104条第2項に規定する承認認定機関の認定を受けた端末機器、又は技術基準適合認定規則様式第14号に規定する表示を付された特定端末機器(技術基準適合認定規則第3条第2項で定める端末設備の機器をいいます。)以外の自営端末設備を接続するときは、当社所定の書面によりその接続の請求をしていただきます。
- (2) 当社は、前号の請求があったときは、次の場合を除いてその請求を承諾します。
 - ア その接続が技術基準等に適合しないとき。
 - イ その接続が電気通信事業法施行規則(昭和60年郵政省令第25号。以下「事業法施行規則」といいます。)第31条で定める場合に該当するとき。
- (3) 当社は、前号の請求の承諾にあたっては、事業法施行規則第32条第1項で定める場合に該当するときを除いて、その接続が技術基準等に適合するかどうかの検査を行います。
- (4) 前号の検査を行う場合、当社の係員は、所定の証明書を提示します。
- (5) 利用契約者がその自営端末設備を変更したときについても、前4号の規定に準じて取り扱います。
- (6) 利用契約者は、そのStarlinkキットに接続されている自営端末設備を取りはずしたときは、そのことを当社に通知していただきます。

6 自営端末設備に異常がある場合等の検査

- (1) 当社は、Starlinkキットに接続されている自営端末設備に異常がある場合その他Starlink Businessサービスの円滑な提供に支障がある場合において必要がある場合は、利用契約者に、その自営端末設備の接続が技術基準等に適合するかどうかの検査を受けることを求めることがあります。この場合、利用契約者は、正当な理由がある場合その他事業法施行規則第32条第2項で定める場合を除いて、検査を受けることを承諾していただきます。
- (2) 前号の検査を行う場合、当社の係員は、所定の証明書を提示します。
- (3) 第1号の検査を行った結果、自営端末設備が技術基準等に適合していると認められないときは、利用契約者は、その自営端末設備をStarlinkキットから取りはずしていただきます。

7 自営電気通信設備の接続

- (1) 利用契約者は、Starlinkキットに自営電気通信設備を接続する場合、又はStarlinkキットに接続されている電気通信設備を介してStarlinkキットに自営電気通信設備を接続する場合は、その接続を行う場所、その自営電気通信設備の名称その他その請求の内容を特定するための事項について記載した所定の書面により、その接続の請求をしていただきます。
- (2) 当社は、前号の請求があったときは、その接続が技術基準等に適合しない場合を除いて、その請求を承諾します。
- (3) 当社は、前号の請求の承諾にあたっては、事業法施行規則第32条第1項で定める場合に該当するときを除いて、その接続が技術基準等に適合するかどうかの検査を行います。
- (4) 前号の検査を行う場合、当社の係員は、所定の証明書を提示します。
- (5) 利用契約者がその自営電気通信設備を変更したときについても、前4号の規定に準じて取り扱います。
- (6) 利用契約者は、そのStarlinkキットに接続されている自営電気通信設備を取りはずしたときは、そのことを当社に通知していただきます。

8 自営電気通信設備に異常がある場合等の検査

Starlinkキットに接続されている自営電気通信設備に異常がある場合その他Starlink Businessサービスの円滑な提供に支障がある場合の検査については、細則7(自営端末設備に異常がある場合等の検査)の規定に準じて取り扱います。

9 資料の提出

利用契約者は、Starlink Businessサービスの提供に係るStarlinkキットに関し、当社がStarlink Businessサービスの提供のため必要と判断したとき、および当社が事業法、事業法関連諸規則、電波法及び電波法関連諸規則の規定に基づく手続きを行うにあたっては、そのStarlinkキットに関する必要な書類及び資料を提出していただきます。

附 則

(実施期日)

この細則は、令和5年12月21日から実施します。

資料名 Starlink Businessサービス契約約款細則

資料番号 SAD-b2-23-001

令和 5年 12月 21日 第1版

スカパーJSAT株式会社

東京都港区赤坂1-8-1

TEL :03-5571-7770
(宇宙事業部門代表)
